

「市民みんなでサービスチェック」を開催します

問 財政課管財係 ☎ 72-2111

市は、市民と行政が一体となって「つながるまち小郡」を実現するため、市民会議「市民みんなでサービスチェック」を開催し、市長マニフェストに基づくアクションプラン(案)などについて、皆さんから意見をお聞きます。

会議は、事前に公募した委員や有識者などにより進められるため、質疑や討論には参加できませんが、市民誰もが自由に会議を傍聴でき、意見書を提出することができます。

日時 7月15日(日)／午後2時30分～6時

会場 あすてらす

会議の進め方

委員を6班に振り分け、
議題を1班4項目ずつ振
り分けます



議題1項目に対して、担当
課からの説明と質疑応答を
1コマ40分間行います



担当課からの説明と質疑応答
を踏まえて、委員と傍聴者は
意見書を提出します

議題(全24)

- ①校区コミュニティセンターを活用した「認知症カフェ」の推進
- ②地域包括支援センターの民間委託による拡充
- ③公共施設長寿命化等10か年計画と公共施設等適正化管理推進事業
- ④市民と市長との対話について
- ⑤がん検診受診率の向上(がん早期発見の取組)
- ⑥地域公共交通活性化協議会設置による多様な生活支援を目的とする交通体系の構築
- ⑦空き家利活用促進事業
- ⑧学童保育の非課税世帯利用者に対する減免制度の導入と学童保育運営体制の強化
- ⑨期日前投票所の拡充
- ⑩新たな特産品開発と6次化産業としての農産物加工品の開発と販促
- ⑪健康づくりポイント制度の導入
- ⑫高齢者はつらつ教育事業
- ⑬障がい者就労者定着支援事業と居宅訪問型児童発達支援事業
- ⑭子育て支援コンシェルジュ配置等利用者支援事業
- ⑮コミュニティスクールを全小中学校で展開
- ⑯部活動指導員再配置事業
- ⑰一般社団法人スポーツ協会設立に伴うスポーツ振興策
- ⑱多様な広報戦略による市民との情報の共有化の推進
- ⑲ふるさと納税の更なる充実・発展
- ⑳買物弱者対策(移動販売事業など)の推進
- ㉑小郡市発文化人顕彰事業
- ㉒農業関係企業を含む新たな企業立地の推進
- ㉓災害時避難行動要支援者対策
- ㉔まちづくりにおける市民団体ボランティアなどの参画促進



市長と意見交換しませんか？

市長「車座トーク」・「出前トーク」を始めます

申 問 秘書広報課秘書広報係(本館2階) ☎72-2111

市政に関して、市民と市長が意見交換し相互理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的に「車座トーク」「出前トーク」を実施します。

★**車座トーク** 対象 市内に在住・在勤・在学するおおむね5人以上10人未満の団体
日時 年末年始を除く平日午前9時～午後5時の間で60分以内
会場 市役所本館2階市長室(人数などにより別室の場合あり)

★**出前トーク** 対象 市内に在住・在勤・在学する人を含む10人以上の団体
日時 年末年始を除く午前9時～午後9時の間で90分以内(土日祝日も実施可)
会場 市内(会場の手配などは、申込者で行ってください)

申込方法 実施希望日の1か月前までに申込書を窓口へ提出
※スケジュール調整のため、事前にお問い合わせください
※申込書は、窓口または市ホームページ(ホーム>Web市長室>車座トーク・出前トーク)から取得できます

申込開始日 7月2日(月)

実施開始日 9月3日(月)

注意事項

- ・同一団体に対する車座・出前トークの実施は、年度あたり2回までです
- ・内容の詳細について、申込団体と担当課の事前打合せを実施します
- ・内容が次の①～④に該当する場合は、実施できません

①公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれのあるもの
②政治活動、宗教活動、または営利活動を目的とするおそれのあるもの
③批判、苦情処理、個別陳情などを目的としたものと認められるもの
④その他車座トーク、出前トークの実施目的に反するおそれのあるもの

教職員の働き方改革の方針を策定しました

問 教務課教務係 ☎72-2111

全国的に教職員の長時間勤務が問題となっており、特に中学校の部活動などの指導時間が、国際比較で日本が最も長いことが明らかになっています。

そこで市は、「学校における働き方改革」「部活動の指導」の方針を決定しました。教職員が、授業や子どもたちの指導に専念できる環境を整えるため、保護者をはじめ市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

小・中学校における働き方改革に係る方針 ※抜粋

- エクセル表計算ソフトを活用した勤務時間管理を実施する
- 毎週1日、平日に定時退校日を設定する
- 電話の受付を原則午後5時30分までとする。以降は、留守番電話対応とする
- 学校閉庁日を実施する(8月13日～15日、12月28日)

中学校部活動に係る方針 ※抜粋

- 毎週平日1日、土・日に1日を部活動休養日とする
- 活動時間は、平日は朝練を含めて2時間程度、土・日曜は4時間程度とする
- 長期休業期間の部活動は、1日4時間程度とする
- 小郡市教育委員会が定めた方針に反した場合は、是正のための勧告と指導を行う

管理に困っている空き家を登録しませんか？ 空き家バンク制度を開始します

申 問 都市計画課建築指導係 (西別館 2 階) ☎72-2111

市は、久留米宅地建物取引業協同組合と協定を結び、7月2日(月)から「空き家バンク制度」を開始します。空き家を所有している人は、ぜひ登録申請をお願いします。

対象 市内にある空き家で、次の全ての要件を満たすもの

- ・申請者が、空き家の所有権、または売却・賃貸を行う権利を持つこと
- ・申請者が、暴力団などの反社会的勢力でないこと、または同勢力と密接な関係を持つ人でないこと

必要書類 登録申請書、誓約書、物件情報報告書
登記事項証明書、字図、空き家の写真

※申請書、誓約書、報告書は窓口または市ホームページで取得できます

注意事項

- ・申請後、市の審査に1か月程度かかる場合があります。また審査の結果、登録できないことがあります
- ・物件の査定と媒介契約は、宅建業者が行います。市が物件の取引に関わることはありません
- ・登録された空き家は、ホームページから閲覧することができます

空き家バンクとは、物件の所有者などからの依頼により、空き家の情報を市のホームページで紹介し、購入・賃借希望者を募ることで、中古物件の流通を促す制度です。

登録までの流れ

- ①物件の所有者などによる登録申請
- ↓
- ②市による書類審査
- ↓
- ③市と宅建業者による現地調査
- ↓
- ④申請者と宅建業者との媒介契約
- ↓
- ⑤市ホームページなどで物件を公開

国民健康保険の限度額適用認定証の更新時期です

申 問 国保年金課国保係 (本館 1 階) ☎72-2111

国民健康保険の「限度額適用認定証」と「減額認定証」の有効期限は、7月31日(火)です。引き続き、各認定証が必要な人は、申請が必要です。必ず更新の手続きをしてください。

対象 小郡市国民健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する人

- ・70歳未満の人
- ・70歳以上75歳未満の人で、市県民税非課税世帯(国保世帯と国保加入者全員が市県民税非課税)の人
- ・70歳以上75歳未満の現役並み所得者の人で、課税所得が145万円以上690万円未満の人(平成30年8月から限度額適用認定証の提示が必要になります)

※上記以外の人、7月中に郵送する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請は不要です

※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

受付期間 8月31日(金)まで※土日祝日を除く

有効期間 申請月の初日～平成31年7月31日

※市県民税非課税世帯で長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日から有効

持参物

- ①現在持っている認定証
 - ②健康保険証
 - ③マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)
 - ④入院の事実を証明するもの(領収書など)
- ※④は、市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ